埼玉のくらしと社会保障

２０２１年3月１日発行　第２９９号
（毎月１回発行）
発行 埼玉県社会保障推進協議会
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-１2-８自治労連会館１階
ＴＥＬ048-865-0473　ＦＡＸ048-865-0483
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞは「埼玉社保協」で検索ください

コロナ禍 75才以上2割化やめて!
第2派・国会行動埼玉デー

2021 年２月10 日、第２波国会行動・埼玉デーが取り組まれました。新型コロナウイルス感染拡大防止対策として各団体が参加者を絞っており、７団体44 人が参加しました。

主催者あいさつは、埼玉大運動実行委員会の高田共同代表が行ないました。高田さんは、総会でコロナ禍でも運動は強めていくと確認したと報告しました。また、国会に来られなくても地元で行動しようと、新婦人の会員が地元国会議員を訪問し、75 歳以上の医療費窓口負担の２割化をやめてほしいと要請したことを紹介しました。

国会情勢報告は新島共同代表が行ないました。新島さんは、国会では総務省接待問題の追及が行なわれていますが、その裏で重要法案が着々と提出され、審議が短時間で進められようとしていると述べました。特に国民の個人情報を国家によって一括管理するデジタル改革関連法案に問題があると指摘しました。

続いて、参加団体の発言が行なわれました。医療生協さいたまは、75 歳以上の医療費２割化反対や社会保障拡充を求める署名を提出することを報告しました。

集会後は、それぞれの団体が国会議員要請行動を行ないました。医療生協さいたまは上記２署名への賛同を要請し、伊藤岳参議院議員（日本共産党）の事務所で署名を受け取ってもらうことができました。

行動後、国会前集会に参加しました。集会では、新婦人が社会保障改悪の阻止や消費税５％への軽減などの予算編成を求める署名約60 万筆を提出しました。約100 人が参加しました。

（医療生協さいたま生活協同組合　小野　民外里）

75歳以上の医療費の窓口負担2倍化を阻止する

２月１７日に開催された「埼玉県後期高齢者医療広域連合議会」を傍聴してきました。いよいよ私たち年金者組合が組織を上げ街頭に出て、２０２２年１０月から施行されるとしている「窓口負担の２倍化」を阻止するべく運動を起こす決意になりました。

私たち高齢者は安倍政権下の８年で公的年金は６．４％も削減され、コロナ禍の下で最も重症化しやすい高齢者は慎重なうえにも慎重な行動をとりながらも不安な日々を過ごしています。

そもそも、もともと後期医療制度の導入時は高齢者の医療費の４５％が国庫負担であったものを３５％に引き下げ、それを現役世代に肩代わり（共助）させるとともに高齢者自身の負担に転換する仕掛けの「自助」をつくったのが原因です。

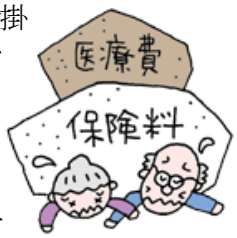

法案は、予算関連法案として通常国会に２月上旬に提出され、政府与党は今国会の関連法案成立を狙っています。７５歳以上の後期高齢者の内２割負担の対象になるのは、課税所得が２８万円以上および年収２００万以上の場合〈単身者世帯の場合。複数世帯の場合は後期高齢者の年収合計が３２０万円以上〉。対象者は３７０万人、後期高齢者支援金の削減効果は８３０億円と見込んでおり、施行時期は２０２２年１０月から２３年３月までの間で調整し、政令で定めます。施行に際しては「長期頻回受診患者への配慮策として、２割負担化の影響が大きい外来患者を対象に、施行後３年間１か月の負担増額が最大でも３０００円に収まるようにする措置を導入」します。新型コロナ禍で高齢者は重症化リスクが高く、早期受診・早期治療が必要であっても、家計の苦しさから受診をがまんする「受診抑制」をいっそう促進するものです。

年金者組合は何としても法案成立を阻止する運動に取り組んでいます。そして改悪が成立後もこれを施行させない運動を展開する決意です。

（年金者組合埼玉県本部　書記長　老田 靖雄）

生保基準引下げ違憲訴訟
大阪地裁で勝訴!
生活保護基準引下げの違法性認める

２月 22 日の大阪地裁勝利判決を受けて、全生連は、「国に生活保護減額を違法とした
大阪地裁判決に従い控訴を断念し、制度を改善することを求める」声明を２４日発表
しました。（下記参照）

引き下げアカン！大阪の会（生活保護基準引き下げ訴訟を支える大阪の会）は、厚労大臣に控訴しないように求めるFAX運動を展開しています。控訴期限が２週間で、３月８日（月）まで。埼玉県での訴訟の判決は来年の見込みです。

声　　明

生活保護引下げ違憲訴訟（いのちのとりで裁判）

大阪地裁判決について

２０２１（令和３）年２月２２日
生活保護基準引下げ違憲訴訟大阪原告団
生活保護基準引下げ違憲訴訟大阪弁護団
いのちのとりで裁判全国アクション
生活保護引き下げにNO！全国争訟ネット

本日，生活保護利用者４２名が、国及び各自治体を被告として、２０１３年から３回に分けて行われた生活保護基準の見直しを　由とする各保護変更決定処分（生活保護基準引下げ）の取消等を求めた裁判について、大阪地方裁判所第２民事部（森鍵一裁判長）は、原告らの国家賠償請求は棄却したものの、各処分を違法であるとして取り消すという、画期的な判決を言い渡した。現在全国２９都道府県で１０００人近くの原告が闘っているが、本日の判決は、昨年６月の名古屋地裁における不当判決を克服した、初の勝訴判決である。

本判決は、今回の引下げの名目とされた①「デフレ調整」、②「ゆがみ調整」のうち、①「デフレ調整」について、特異な物価上昇が起こった平成２０年を起点に取り上げて物価の下落を考慮した点、生活扶助相当 CPI という独自の指数に着目し、消費者物価指数の下落率よりも著しく大きい下落率を基に改定率を設定した点において、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を欠き、生活保護法３条、８条２項の規定に違反し違法であると判断した。

本判決は、国家賠償請求こそ認めなかったとはいえ，原告らの置かれた厳しい生活実態を真摯に受け止め、国が行った生活保護基準引下げを問題とし、裁量逸脱を認めた。健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を具体的に保障する歴史的な勝訴判決である。

生活保護基準は、他の諸制度や諸施策と法律上、事実上連動し、ナショナルミニマム（国民的最低限）として市民生活全般に重大な影響を及ぼす。特に、新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化し、菅首相が国会で「最後は生活保護がある」と答弁するなど生活保護が果たすべき役割の重要性が再認識されつつある中、このような判決が言い渡されたことの意義は大きい。

私たちは、国に対し、本判決の意義を重く受け止め、控訴せず本判決を確定させることを求める。加えて、違法に保護費を下げられた生活保護利用者に対して真摯に謝罪し、その健康で文化的な生活を保障するため、２０１３年引下げ前の生活保護基準に直ちに戻すことを求める。

以上

国保の減免基準を抜本的に拡充を

生保基準を適用した場合、
国保法定２割軽減しか適用されず

―基礎控除は新年度から10万円引上げに―

生活保護制度の生活保護費には税金をかけてはいけないことになっていることはご存じでしょうか。このことは、そのまま可処分所得、つまり所得として見ることができます。ところがこの生活保護基準額を国民健康保険の法定軽減に当てはめると、２割軽減しか適用されません。国保の制度改善が求められています。

例えば生活保護支給基準では、１級地―1（さいたま市、川口市）で暮らす54歳単身世帯は年94万円、１級地―2（所沢市、蕨市など７市）で90万310円、２級地－1（川越市、熊谷市など15市町）87万570円、３級地―1（秩父市、飯能市など27市町）83万4310円となっています。

ところが、国保の法定軽減は単身であれば７割軽減（所得53万円以下）、５割軽減（所得81・5万円以下）、２割軽減（所得105万円以下）で給与所得や公的年金所得のある家族が他にいればその人数分×10 万円が基準となります。

本来は国民健康保険も税ですので、生活保護基準額以下の所得の世帯は免除であるべき基準と言えますが、ほとんど軽減の対象になりません。

「生活費非課税の原則」は、すでに皆さんもご承知の概念です。憲法第25条の「生存権」がその根拠となっていて、まさにその具体化が生活保護基準となっています。生活保護基準は、国の制度だけでも47の制度に連動していて、保護基準の引下げは私たち一般市民の暮らしをも脅かします。したがって国民健康保険の法定軽減や住民税均等割非課税基準のあまりの低さを是正させることが、「生活費非課税の原則」を徹底させるためにも喫緊の課題と言えるのではないでしょうか。

※上記の基準はすべて2021年度以降適用の基準です。

（埼玉県生活と健康を守る会連合会
事務局長　高藤登喜恵）

第137回運営委員会（ZOOM併用）

日時　３月１２日（金）14時
会場　さいたま共済会館５０２会議室

高齢者入所施設職員の PCR 無料検査

国からの実効性のあるメッセージを

1月15日、埼玉県が無料でPCR検査を行なうと発表してから約 1 か月経ちました。緊急事態宣言が延長されたことにともない、感染者数は減少傾向にみえますが、依然として重症化リスクの高い高齢者の感染は拡大傾向が続いています。

対象施設は、クラスターなどの発生箇所の１つに上げられる高齢者入所施設で、埼玉県は１月 13 日現在、300 人以上の感染が確認された 12 自治体（所沢、春日部、深谷、草加、戸田、入間、朝霞、新座、久喜、富士見、三郷、ふじみ野)の 427 箇所(職員約２万３千人)の高齢者施設で、その後、検査は全自治体に拡大されました。

検査スケジュールは、1 月下旬に施設へ検査機器を送付し、速やかに検体検査を実施し 2 月上旬にはその結果を通知するという計画でした。

ところが2月15日、進捗状況を埼玉県高齢者福祉課に問い合せると、「先行して実施された12自治体の施設職員の内、PCR 検査を受けた職員の数は全体の6割程度にとどまり、残りの職員は辞退・・・・」しているとのことです。県の担当者は「あくまで任意なので・・・」ということです。

PCR 検査で4割前後の辞退者が出る主な原因は、結果如何によって様々な不利益が自分に生じ、生活を危うくする心配があるからです。政府の実効性のあるメッセージを出す必要があります。

ワクチン接種の開始時期は

ワクチン接種が話題に上ってきました。富士見市では、医療従事者に対しては 3 月上旬から、65歳以上の高齢者は4月1日から、接種開始予定ということです。基礎疾患を有する人やそれ以外の人は、現在未定で細かなスケジュールについても市が検討中です。

接種に向け住民が混乱なく早期に受けられるよう、市は接種場所や医師・看護師の確保、接種券の配布など準備体制を整えていますが、ワクチン接種の詳細については、3 月の中旬から下旬にかけて市民へ接種券とともに郵送されるということです。

個人ができる感染症の予防対策は

獣医師資格を持ち、長年保健所の専門職員として感染症対策などに携わってきた方のお話によりますと、感染は、「上気道(咽頭、喉頭)、下気道(気管、気管支、肺)の粘膜の細胞に付着、侵入、増殖する」ということで、個人としてできる予防対策は、何か特別なことではなく、普段から「三密を避け、マスク、まめな手洗い(手指の消毒)、うがい」の励行を心がけることが大切いうことでした。

私たちひとり一人が、日常習慣を見直し、感染から身を守る基本的なマナーを身につけることの大切さを痛感しました。

（富士見市社会保障をよくする会ニュースより
会長　小石　治男）

保険料引き下げを 県・市町村の責任重大

国保・介護緊急学習集会に参加して

第 204 回通常国会では 75 歳以上の医療費負担の２割化も含めて社会保障関連の４法案が一括で審議されるなかで、２月 13 日（土）に中央社保協主催の「国保・介護緊急学習集会」が開催されました。

冒頭、神奈川自治労連の神田さんから「第２期国保運営方針に見る国保制度改革のねらい」として報告がありました。はじめに、新型コロナウイルスの感染症拡大により、国民の所得が下がっている状況で、自治体は、収入（税金）が入ってこないことで悩んでいることにふれ、新自由主義に基づき公的責任を後退させ「自助・共助」を強調する社会保障制度改革の問題点を指摘、今後は新型コロナ対策に限定せず、さらに拡充させ、今後の社会保障制度の再構築に結び付けていく重要性を強調されました。

国保法では、「国保運営方針策定」は、国から強制するものでない（助言に留める）ので、県や市町村が決定でき、県は市町村との連携、意見交換・意見調整をする役目があり、国の決定を押しつけるものでないと強調していました。法定外繰入等の解消を含めた財政運営の健全化では、新たに赤字解消計画の策定や見える化などを新たに明記したが、「決算補填等目的の一般会計からの法定外繰入れ」は決算補填目的としての保険料税の未収など繰り入れはできないが、決算補填等目的以外の繰入れができるものもあり（保険料税の減免額にあてるなど）いくつか具体的にあげて県や市町村と交渉していくことが報告されました。

大阪社保協からは、府内の保険料の統一が 2019 年度から始まっているが、すべての市町村が統一になっているわけではなく、府内完全統一時期の延期も含めた運動を市町村と連携して行なっていくことも報告されました。

（埼玉土建一般労働組合　段　和志）

高齢者はこれ以上の医療費負担はできない！

医療生協さいたまでは、75 歳以上の医療費窓口負担２割化に関するアンケートを取り組みました。

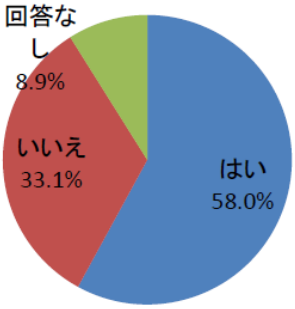

生協組合員 514 人分の集約結果を報告します。「年代」は、75 歳以上が 58.0%、74 歳以下が 33.1%、回答なしが 8.9%でした。

「いまの医療費の支払いが負担と感じるか」について、「はい」が 58.0%を占めました。年代別では、75 歳以上 53.4%に対して 74 歳以下 65.2%と高く、医療費の負担率が多い 74 歳以下が高くなっています。

「2 割負担（2 倍）になったら」について、「とても負担 44.0%」と「少し負担 30.9%」を合わせて「負担」と答えた方が 74.9%を占めました。年代別では、75 歳以上 78.4%に対して 74 歳以下 72.3%です。「問題なく払える」方は 3%のみです。

「医療費の支払いが苦しいことが理由で、受診をためらったり、我慢したりしたことがあるか」の問いには、「はい」が 17.9%でした。年代別では、75 歳以上 17.7%に対して 74 歳以下 18.8%と医療費負担の多さが反映しています。

所得別でみると、「医療費が負担」で単身 240 万円以上 50.0%に対して単身 155 万円以上 65.3%、「受診のためらい・我慢」で単身 240 万円以上 12.5％に対して単身 155 万円以上 28.6%と、単身者も所得の違いの影響が現れました。

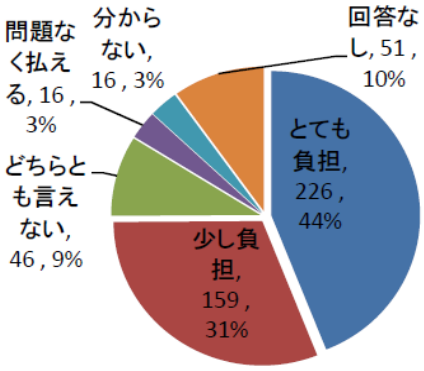

一言メッセージには、「高額な治療していたので 75 歳になって 1 割負担になりホッとしました。負担増は困ります。高齢になるほど病気が多くなり医療費がかかります。絶対に反対です。」などの意見が数多く寄せられました。

アンケート結果からは、多くの高齢者が既に所得に関係なく医療費の負担を重たく感じており、これ以上の負担増に大きな不安を感じていることが明らかでした。政府の法案は撤回をすべきだと強く思います。

（医療生協さいたま、埼玉民医連　保土田　毅）

コロナ禍真っ只中、対策強化の予算

コロナ危機を口実に

福祉切り捨ての緊縮予算は許されない

【政府】 菅内閣による 2021 年度予算は総額で 106 兆 6097 億円で前年度比 3.8%増となり 9 年連続の過去最大を更新しています。しかし、持続化給付金や家賃支援給付金などの再支給は盛り込まれず、コロナ対策は予備費 5 兆円として組まれています。ＰＣＲ検査の拡充や医療機関がどの程度行われるか不明です。一方で、ＧＯＴＯ予算に 5 兆円、7 年連続の最高額更新となった軍事費は 5 兆 3235 億円も計上されています。

【埼玉県】 県の 2021 年度予算案は、総額予算 2 兆 1198 億 4300 万円（前年度比 8.1%増）の一般会計予算案を提出しました。初の 2 兆円越えで過去最大です。歳入ではコロナ禍にあって法人税は減収の見込みですが、県債を 3,199 億円、財政調整基金 517 億円を取り崩します。4 月 1 日から県立病院が独法化します。

特別会計の国保会計では、前年度比で 49 億円増の総額 6094 億 4049 万円です。歳入では、国保運営協議会で示された納付金（分担金）は 1888 億 8198 万円（前年比 80 億円増）、国庫支出金 1702 億 9647 万円（同 2.2 億円増）、前期高齢者交付金 20008 億 9813 万円（同 17.9 億円増）などとなっています。歳出では、後期高齢者支援金が 10 億 2497 万円減額となりますが、医療費である保険給付費が前年より 27 億 5164 万円増、介護納付金が 40 億円増、前期高齢者納付金 7807 万円増となっています。医療費（4718 億円）に対する国庫支出金（1702 億円）の割合は 36.1%となります。仮に国庫負担の割合を 40%や 50%の水準まで引き上げれば保険税引下げられます。

【市町村】 さいたま市の 2021 年度予算案は一般会計と特別会計を合わせ 1 兆 557 億円で過去最大の予算規模です。市税は 102 億円減収する見込みですが、国と県からの支出金が増えた結果です。一方、新座市の 2021 年度予算案では、前年度比「24 億円減」の総額 496 億 6 千万円で、高校 3 年までの医療費助成を中学 3 年までに引下げ、敬老祝い金は 100 歳 1 万円に縮小するなど住民に対して極めて冷酷な予算案となっています。

（埼玉社保協　事務局長　川嶋　芳男）